

第2節 個人情報保護制度と情報公開の適正な運用を図る

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

行政情報の積極的な公開や提供による行政運営の透明性が強く求められてきているなか、本市においては、他市に先駆け平成元年に「城陽市情報公開条例」を制定し、公文書開示請求制度を運用しています。

一方、近年の情報技術などの進展により、さまざまな情報が簡便に得られる状況にあり、個人情報の漏えいなどのプライバシー保護に対する懸念が大きくなっています。このような背景から、平成17年に個人情報保護法が施行され、行政はもちろんのこと、企業、団体、地域などにも個人情報の適切な保護対策が求められています。

本市においても、平成16年に「個人情報保護条例」を制定し、平成17年度から施行してきており、より一層市民の信頼を得られるよう努めているところです。

今後においては、市の保有する行政情報については、積極的な公開を進め、個人情報については、適正な取扱いを徹底するとともに、企業、団体、地域などに対して制度に対する正しい理解と適切な個人情報の保護に努めるよう啓発していくことが求められています。

■基本方針

- 個人の権利、利益を保護しながら、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開と提供を積極的に進め、行政運営の透明性を高めるとともに、市民とのより一層の信頼関係を構築することをめざします。
- 個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
情報公開制度に基づく請求件数	年間請求件数	件	72	157	↑

■主な施策の展開

(1) 情報公開の推進

市の諸活動を市民に説明する責任を果たし、より一層の信頼確保と市民参加を進めるため、情報公開制度の適正な運用に努めます。また、市の保有する行政情報の適正な管理に努め、市民参加が可能な政策などの意思形成過程への市民参加を促進するとともに、その内容などの公表に取り組みます。

（２）個人情報の適切な管理

より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、個人情報保護条例に基づき、制度の適正な運用を図ります。個人情報保護制度に対する正しい理解を促すため、市民や団体、企業などに対する制度の説明や啓発に取り組みます。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 市政について関心を持ち、情報公開制度などにより行政情報を得て、意見・提言を行う。
- 地域における連絡網が無くなるなど、個人情報保護に対する過剰反応が見られることから、制度に対する正しい理解を行う。
- 個人情報保護について関心を持ち、適切な個人情報保護が行われているか監視する。